



門市人第 198 号  
令和 4 年 8 月 25 日

大阪社会保障推進協議会  
会 長 安 達 克 郎 様

門真市長 宮本 一孝



2022年度自治体キャラバン行動  
「新型コロナ禍のもとでの住民生活を支えるための要望書」  
について (回答)

令和 4 年 6 月 30 日付で提出のありました標記の件について、下記のとおり回答  
いたします。

記

回答 別紙のとおり

〒571-8585 大阪府門真市中町 1-1  
門真市 市民文化部 人権市民相談課  
担当 松村知子、松村未羽  
電話 06-6902-5648 (直通)  
mail:koucho@city.kadoma.osaka.jp

## 1. 職員問題

- ① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

## 【回答】人事課

人員配置及び職員採用については、職場状況や普通退職者数、業務量の状況も加味しつつ、検討してまいります。

- ② 大阪社保協調査によると大阪府内各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須である。貴自治体の副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

## 【回答】人事課

令和4年4月1日現在、職員に占める女性職員の割合が職員数785人に対し女性職員297人と全体の37.8%と母数が少ないことがジェンダーバランスが偏っている原因の一つと考えられますが、これまで職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易とするため、両立支援にかかる休暇制度の拡充やテレワーク制度導入など、男女が共に家庭生活における責任を果たしながら職場においても貢献していくことができる環境を整備してまいりました。加えて幹部職を内部講師とするキャリアデザイン等に関する研修を実施し、性別に関係なく管理職としての能力や資質をもつ職員の育成に努めていることから、平成23年4月1日に8.8%だった女性の管理職の割合は、令和4年4月1日には20.2%と増加しています。

今後も引き続き職業生活と家庭生活の両立が実感できる環境づくり及び管理職としての能力や資質を持つ職員の育成に努めます。

## 2. コロナ対応及び物価高対策

- ① コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。

## 【回答】健康増進課、人権市民相談課(WESS)、福祉政策課

40歳以上の方とその家族を対象に、健康相談を事前予約制で日曜、祝日の午後2時から4時に保健福祉センター診療所にて無料で実施しております。(健康増進課)

門真市女性サポートステーションWESSにおいては、土曜日におきましても窓口対応を行っており、DV相談がお受けできる体制となっております。また、人権市民相談課及びWESSに内閣府発行の「DV相談ナビ」を配架しており、休日であっても、近くの相談窓口へ電話をつなぐ案内を行っているところでもあります。(人権市民相談課(WESS))

新型コロナウイルス感染症に関する相談においては、土日祝日対応が可能なところも含

め、市ホームページに紹介しております（福祉政策課）。

- ② 各自治体独自の現金支給等困窮者対策を充実させること。

**【回答】福祉政策課**

コロナ対応及び物価高対策としての困窮者対策については、国の政策により様々な支援が継続的に実施されていることを踏まえ、国の今後の動向を見極めつつ、必要性を検討してまいります。

- ③ 生活困難者への上下水道料の減免を行うこと。

**【回答】お客さまセンター**

上下水道料金の減免を行うことにつきましては、料金改定を実施するなど、適正な経営を行っているところであり、現状減免をすることは経営的観点から困難であります。

### 3. 子ども・シングルマザー・貧困対策関係

- ① 子育て世代がコロナ禍による失業、休業等で困窮している。新たな実態調査を実施するなどして実態をつかむこと。

**【回答】こども政策課**

子どもの生活に関する実態調査は平成28年に実施しており、今後の実施については大阪府の動向を踏まえ、検討します。

- ② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。

**【回答】こども政策課**

本制度は府より補助金の交付を受けて実施する制度であり、対象年齢が0歳から就学前までと限られていますが、本市の施策として18歳到達年度末までに拡大して実施しています。

医療費助成を無料にすることについては、引き続き府の動向を注視していきます。

入院時食事療養費については、在宅医療との公平性の確保を理由として府の補助金が廃止されたことに伴い廃止としましたが、今後におきましても府の動向を注視していきます。

- ③ 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようにすること。

**【回答】こども政策課、福祉政策課**

子ども食堂等に関する市民への情報提供や、食材の提供を希望される企業等とのマッチング等を通じて、継続的な運営に資するよう支援に努めております。

また、支援を要する子ども及び保護者の発見から支援の実施、見守りにつなげることを目的とした「子どもの未来応援ネットワーク事業」を実施しているところであり、物資の提供

も行っていきます。(こども政策課)

また、門真市社会福祉協議会にて、善意銀行の事業として、生活困窮者に対し、米やパン、缶詰などの食糧支援を行っております。なお、門真市からは、災害時に備えて備蓄していたアルファ化米 100 食を、令和4年2月及び6月に同会に提供することで、この事業を支援しております。(福祉政策課)

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し完全給食とし給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】保育幼稚園課、教育総務課

本市の学校給食は、全小中学校において自校式による完全給食の提供を行っております。学校給食費の無償化については、子育て世帯における経済的負担の軽減に一定の効果があることから、引き続き国からの支援策や他自治体の動向も含め調査・研究しつつ、実施時期等を見極めながら適切に判断してまいりたいと考えております。

なお、令和4年度においては食材価格の急激な高騰により、これまで通りの質・量を確保することが厳しくなっていますが、学校給食は児童生徒にとって成長過程における貴重な栄養源であることから、国の交付金を有効活用し、質・量の確保とともに、給食費値上げによる保護者負担の増加につながらないように努めております。

保育所・こども園・幼稚園の副食費については、これまで一部の児童を補助対象としておりましたが、令和4年4月からは、新型コロナウイルス感染症の影響下における子育て支援として、補助対象範囲を保育所及び認定こども園に通う3歳～5歳児並びに私立幼稚園に通うすべての児童に拡充しております。

今後におきましても、保護者の負担軽減を図るべく、引き続き適切な対応に努めてまいります。

- ⑤ 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。民生委員による「独身証明書」は無意味であり形骸化しているため廃止すること。

【回答】こども政策課

児童扶養手当申請時及び8月の現況届提出時の対応については、引き続きプライバシーの保護に十分配慮したうえで行っていきます。

- ⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物

洗口に取り組むこと。

【回答】教育総務課

歯科検診において「要受診」及び「未受診」の児童・生徒数について把握しているものの、「口腔崩壊」状態になっている児童生徒の実態については調査しておりませんが、今後も、引き続き受診を要するにも関わらず未受診となっている児童・生徒に対しては、学校と連携しながら保護者に対して受診を促してまいります。

給食後の歯みがき及びフッ化物洗口については、近隣自治体や他府県等の取組についても調査研究し、参考にしてまいります。

- ⑦ 「ヤングケアラー」の実態を調査し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

【回答】こども政策課

ヤングケアラーの実態調査等につきましては、国・府から提供される情報や市町村の事例などを参考に調査・研究を進めます。

- ⑧ 子どもたちが進学をあきらめずにすむように、自治体独自の給付型奨学金を創設・拡充すること。奨学金制度は年々変わっているため、奨学金についてのわかりやすいパンフレットを毎年作成し配布すること。

【回答】学校教育課

国や府における高等学校等の授業料支援制度が充実してきた状況を踏まえ、市独自の事業としては、役割を一定終えていると判断したことから、令和3年度に門真市奨学条例を廃止いたしました。

なお、現在受給対象の方については、高等学校等卒業時まで支給することができるよう、経過措置を設けております。また、奨学金についての周知については、進路選択相談事業をはじめとする様々な機会に、随時保護者等に紹介してまいります。

#### 4. 医療・公衆衛生

- ① コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務である。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけること。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR 検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要でありクラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な無料 PCR 検査の実施など、いつでも簡単にPCR 検査ができるようにすること。

【回答】健康増進課

大阪府においては、新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大期において、20歳から49歳の軽症者を対象とした若年輕症者無料検査センターを設置し、また、無症状の人が薬局などの新型コロナ検査実施事業所でPCR検査や抗原検査を無料で受けられる無料検査事業も継続される等、検査の体制が整備されており、本市ホームページ等で周知を行って

いるところです。

また、入居系・居住系高齢者施設等の従事者等は3日に1回、通所系・訪問系のサービス事業所等の従事者等は週1回の定期検査を実施され、施設や受検者個人の負担はありません。

今後につきましては、民間検査機関と医療機関の連携体制や精度管理等の状況を見据えつつ、適宜検査機能の拡充等について国へ要望してまいります。

さらに、必要な医療が確保されるよう体制整備等を国・府へ要望してまいります。

- ②第5波・第6波の中で、大阪の保健所は全く機能しなかったことは周知の事実である。「陽性者に対する検査数」「人口あたり確保病床数」などを比べた各都道府県のコロナ対応ランキング(慶応大学・濱岡豊教授調査)では大阪府は最下位となっている。大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかること。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望すること。

**【回答】健康増進課**

感染症の発生及びまん延防止を目的として策定された「大阪府感染症予防計画」に基づき、感染症を取り巻く新しい事象に迅速・的確に対応し、総合的な見地から感染症対策を推進するよう、引き続き府へ要望してまいります。

## 5. 国民健康保険

- ① コロナ禍の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的なコロナ対策であるという意識を持つこと。こどもの均等割は無料とすること。

**【回答】健康保険課**

保険料につきましては、今後も保険給付費の増加が見込まれることから、上昇するものと考えられます。また、国民健康保険の被保険者については被用者保険と比べ、比較的低所得者層の割合が高いなど、国保制度の構造的問題にも起因するものであることから、軽減制度の拡充等被保険者にとって払える保険料となるように、国及び府に対し引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に未就学児の均等割保険料の軽減制度については、国の基準に基づき実施しており、軽減額の拡充に関しても、あわせて国及び府に対しまして、要望してまいりたいと考えております。

- ② 多くの市町村が単年度黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。大阪府国保統一化により国保被保険者が重大な被害を被っていることをみとめ、2024年度の完全統一を延期するよう大阪府に意見を上げること。

**【回答】健康保険課**

本市におきましては、令和2年度決算において黒字となった全額を翌年度に繰越し、令和

4年度において、繰越額と同等額を保険料引き下げに利用しております。

次に、大阪府国保統一化については、社会保険制度における相互扶助の精神の下、府内全体で負担を分かち合い、府内のどこに住んでいても、同じ保険給付が受けられ、また、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となり、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図ることを目的に、府内で統一するものとしております。よって、今後につきましても、統一化後の保険料負担の上昇とならないように、国や府に要望してまいります。

- ③ 国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも自治体独自に適用拡大をするとともに国に要望を上げること。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。コロナ対応保険料減免については 2020 年度制度より後退し適用件数が減っていることを踏まえ、自治体として国に強く意見を上げること及び独自の減免拡充を行うこと。申請については申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

**【回答】健康保険課、収納課**

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する保険料の減免については、国の基準に基づき実施しており、自営業者及びフリーランスの方への傷病手当金の支給に関する対応については、今後、国・府の動向を注視してまいります。

保険料の減免制度や徴収の猶予制度等の周知については、ホームページに掲載するとともに、郵送にて申請が行えるよう申請書等をダウンロードできるようにしております。また、保険料の減免制度や一部負担金の減免制度については、保険料の納入通知書や保険証を送付する際にチラシ又はパンフレットを同封し、制度の周知に努めております。

**6. 特定健診・がん検診・歯科健診等**

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

**【回答】健康増進課**

特定健診につきましては、過去数年間における未受診者の受診履歴・受診結果等の分析を実施し、その結果に応じた効果的なハガキによる勧奨をはじめ、若年層に対するSMS（ショートメッセージサービス）による勧奨、医療機関からの勧奨及び65歳以上の被保険者に対する電話による勧奨等、年齢別等による勧奨を実施するなど、受診率向上に努めております。

また、がん検診の受診率向上を含む健康寿命の延伸に関する課題に重点的に取り組むべく、令和4年度から新たに健康施策担当参事を保健福祉部に配置いたしました。

現在、当該参事を中心に情報共有並びに、現状評価を行い、従来からの取組に加えて、さまざまな企業等との連携協力を得ながら、課題解決に向けた新たな手法等について検討し、具体の取組に繋げられるよう、鋭意進めてまいります。

- ② 歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は 18 歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科健診、妊婦を対象にした歯科健診を実施すること。

【回答】健康増進課

本市においては、「門真市健康増進計画・食育推進計画 健康かどま 21」を策定し、「歯と口の健康」という分野において目標を設定し、乳幼児期からのライフステージに応じた健（検）診の実施とともに、健（検）診機会や歯と口の健康に関する正しい情報の提供及び発信など、鋭意取組を進めており、現時点では条例制定や個別計画策定について予定いたしておりません。

次に、成人歯科健診につきましては、現在 30、40、50、60、70 歳の方を対象に無料の健診を提供いたしており、対象年齢の拡大につきましては、現在、国において「国民皆歯科健診」の議論が開始されると聞き及んでおりますことから、その議論の動向を注視し、調査・研究してまいります。

次に、妊婦を対象にした歯科健診につきましては、平成 29 年度より妊婦歯科健康診査事業を開始し、無料での歯科健診を実施しております。

次に、在宅患者・障がい者の方を対象にした訪問歯科健診につきましては、近隣市の動向なども注視し、調査・研究してまいります。

## 7. 介護保険・高齢者施策

- ① 高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。

【回答】高齢福祉課

第 8 期計画における保険料については、基金の活用により保険料の抑制を図ったところであり、加えて、低所得者に過度な負担とならないようにされるべきとの考えから、以前から財源措置を含め、国へ要望をしております。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

【回答】高齢福祉課

国制度による公的保険については、国が責任を持つべきとの観点から、財源措置を含め、要望をしているところです。

また、減免制度の拡充に関しては、調査研究を進めるとともに、納付機会の拡充を図るなど、納付しやすい環境整備に努めております。



- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。2021年8月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)改定の影響の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

**【回答】高齢福祉課**

独自の減免措置の検討に際しては、実態調査が必要と考えますが、まずは、国が責任を持って財源措置すべきであり、低所得者の利用料軽減についても、サービスの利用が制限されることのないよう国負担で措置を講ずるよう引き続き、国や大阪府に要望してまいります。

- ④ 総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

**【回答】高齢福祉課**

サービス利用にあたっては、適切なケアマネジメントにより、従来相当サービスを含めた総合事業のサービスにつなげています。総合事業のサービスのみを希望する方については、チェックリストの判定を経て、事業対象者と認定のうえ、迅速なサービス利用を促しています。なお、認定申請については、今後も利用者への適正な対応に努めてまいります。

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

**【回答】高齢福祉課**

訪問型・通所型サービス、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの単価については、国が示す内容や基準に応じて設定しております。

- ⑤ 居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)に対する支援について

イ、「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと

**【回答】高齢福祉課**

くすのき広域連合においては、適正な事業の実施を図るため、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランを抽出のうえ、検証を行っております。

また、利用者の様々な事情を勘案し、回数だけで判断することがないよう関係機関等と連携し、利用者の自立支援に資するサービス提供に努めております。

ロ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】高齢福祉課

地域包括ケアシステムの強化に向け、自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進が求められており、介護予防ケアマネジメント検討会議（自立支援型地域ケア会議）の開催により、リハビリテーション職等、多様な専門職による専門的知見に基づく助言を得て、ケアマネジャーがアセスメントの視野を広げ、高齢者の自立支援に資する計画を立てることをサポートしている状況です。

なお、各種サービスの提供にあたっては、利用者の同意を得たうえ、立案された計画を適正に実施することとしております。

- ⑥ 保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】高齢福祉課

評価指標は、国や大阪府の方針を踏まえつつ、第8期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムを充実すべく体制整備や介護予防事業の推進に関するものを盛り込んでおります。

また、利用者が適切なアセスメントに基づいた介護サービスが受けられるよう、地域ケア会議や研修会等によりケアマネジャーのスキルアップを図ってまいります。

- ⑦ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

【回答】高齢福祉課、保護課、健康増進課

高齢者の方だけではなく熱中症につきましては、生命にも関わる重要な事であると認識しており、熱中症予防の周知・注意喚起として、防災無線の使用、市ホームページ、広報紙への掲載、及び公共施設におけるポスター掲示、並びに休憩の出来る施設のご案内を行っております。

特に、高齢者の熱中症予防対策につきましては、さらなる周知啓発や認知症高齢者等の徘徊対策と同様に、地域の見守りネットワークづくりについても、対策を行っております。高齢者宅等を訪問する民間企業との連携協定を7月までに19社と締結しております。

## 【2022 年度自治体キャラバン行動・要望回答書】

令和4年8月25日

なお、生活保護受給者において熱中症予防が特に必要とされる者（高齢者等）がいる場合であって、生活保護受給開始後、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎える者については、上限はありますがクーラー設置に関する費用の支給対象となるため、対象者には教示しております。

- ⑧入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

### 【回答】高齢福祉課

特別養護老人ホームの施設整備については、第8期計画において、当該施設などの入所状況を踏まえ、今期では整備を見送りました。

なお、次期計画については、くすのき広域連合の解散に伴い、門真市で事業計画を策定することになりますので、アンケート調査等において、市内介護施設等の実態を把握してまいりたいと考えております。

- ⑨介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

### 【回答】高齢福祉課

増大する介護保険ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の人材確保及び処遇改善は、全国的に喫緊かつ重要な課題と認識しております。このことから、給与水準の上昇を含めた処遇改善については、介護報酬改定における介護職員処遇改善加算の拡充など、引き続き国へ要望を行ってまいります。

- ⑩軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

### 【回答】高齢福祉課

軽度の加齢に伴う難聴高齢者に対する市独自の補聴器購入助成制度の創設につきましては、財源確保が見通せない中、現時点では、実施する予定はございませんが、高齢者の難聴は、認知症発症のリスクとなる可能性がさまざまな研究において、報告されており、介護予防や生活の質を維持する上でも適切な対応を図っていくことが重要であると考えております。

このことから、引き続き、助成制度を導入している、先進自治体の事例を調査・研究していくとともに、市長会等を通じて、国に対し、助成制度の創設について、施策並びに予算要望をしてまいります。

## 8. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

- ①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認

定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】障がい福祉課、高齢福祉課

65歳に到達する在宅の障がい者につきましては、介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知に係る期間を考慮し、65歳到達日前の約3か月前から障がい福祉課より該当者へ介護保険の申請のご案内を行っております。

また、介護保険サービスの認定及び申請の相談につきましては、くすのき広域連合本部、支所及び地域包括支援センターにおいて随時対応しております。

なお、要介護認定等の結果が分かり、介護保険の利用に繋がるまでの間は、引き続き、障がい福祉サービスの利用をしていただいております。

- ②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】障がい福祉課、高齢福祉課

65歳に到達する在宅の障がい者に対しましては、利用を希望しているサービスの具体的な内容を丁寧に聴き取った上で、必要としている支援内容を介護保険サービスにより十分受けることができるのかを適切に判断した後、介護保険サービスについてご案内をしております。

加えて、介護保険サービスについては、くすのき広域連合本部、支所及び地域包括支援センターが随時対応しております。

また、65歳に到達する在宅の障がい者に対しまして、障がい福祉サービスの申請の強制や更新却下(打ち切り)は行っておりません。

- ③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和4年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

【回答】障がい福祉課

65歳に到達する在宅の障がい者に対しましては、利用を希望しているサービスの具体的な内容を丁寧に聴き取った上で、必要としている支援内容を介護保険サービスにより十分受けることができるのかを適切に判断した後、介護保険サービスについてご案内をしております。

加えて、介護保険サービスについては、くすのき広域連合本部、支所及び地域包括支援センターが随時対応しております。

また、65歳に到達する在宅の障がい者に対しまして、障がい福祉サービスの申請の強制や更新却下(打ち切り)は行っておりません。

- ④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

**【回答】障がい福祉課**

当市において、介護保険に移行した一部の障がい者にしか障がい福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けておりません。

- ⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎない。および、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

**【回答】障がい福祉課**

65歳に到達する在宅の障がい者につきましては、個人により様々な状況があることからホームページや障がいのしおりには記述するのではなく、利用を希望している障がい福祉サービスに関する具体的な内容を聴き取った上で、障がい福祉サービスの支給が認められるものについて、担当ケースワーカー、相談支援専門員、介護支援専門員にて直接説明を行っております。

- ⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

**【回答】障がい福祉課**

介護保険対象になった障がい者が引き続き障がい福祉サービスを利用する場合においても、サービス等利用計画に基づきサービス利用を行っているため、国に求めることは行いません。

- ⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

**【回答】障がい福祉課**

介護保険対象となった障がい者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障がい福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準の創設につきましては、必要に応じて国に要望してまいります。

- ⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

**【回答】高齢福祉課**

障がいのある方が要支援1、2となった場合、地域に配置している地域包括支援センターが中心となり、市の障がい福祉担当課と連携を図りつつ、その方の状態像に応じ、適切なサービスにつなげてまいります。

- ⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

**【回答】障がい福祉課、高齢福祉課**

市町村民税非課税世帯の方が障がい福祉サービスを利用される場合は、利用料の負担はありません。

また、65歳に達する日前5年間引き続き介護保険相当障がい福祉サービスを利用されていた方が、新高額障がい福祉サービス等給付費の対象となる一定要件を満たすと認定された場合は、65歳到達後に引き続き利用される障がい福祉相当介護保険サービスに係る利用者負担分について当該サービス等給付費として支給し、費用負担の軽減を図っており、加えて、介護サービスと医療サービスの自己負担額を年間で合算のうえ、一定額を超えた部分に関しては、高額医療合算介護サービス費を支給しております。

- ⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

**【回答】障がい福祉課**

重度障がい者医療費助成制度につきましては、平成30年4月に大阪府におきまして、持続可能な制度構築の観点から対象者の範囲を真に必要な方へ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図るために制度の見直しが行われたものです。本市といたしましては、府の補助事業として実施しており、府の制度に合わせて実施しているところです。市独自の制度創設につきましては、困難な状況であります。

## 9. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいるその原因を明らかにすること。申請を躊躇わせる要因となっている「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

**【回答】保護課**

新型コロナウイルス感染症関連の各種給付金・支援金等の活用により、生活保護申請数・決定数が減少していると考えております。

生活保護の相談者について、生活保護の申請の意思を示した場合は必ず申請を受理しておりますし、申請を躊躇わせるような扶養照会を行っておりません（援助が期待できない扶養義務者には、扶養照会を行わないことが検討できる旨、生活保護のしおりにも記載しております）。

- ② 札幌市など全国各地で作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

**【回答】保護課**

門真市ホームページにおいて、生活保護制度や生活保護のしおりを周知させていただいておりますし、現在のところ住民向けポスターの作成は考えておりません。

- ③ ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

**【回答】保護課**

正規職員ケースワーカーの配置につきましては、人事関係部局との協議に努めております。また、課内でケースワーカー向けの課税調査等の研修は行っておりますが、今後もケースワーカーの育成に努めて参ります。

本市では、生活保護相談者（若い女性やシングルマザーを含む）に暴言を吐くこと及び申請権を侵害することはございませんが、今後もそういったこと事が起こらないよう努めます。

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

**【回答】保護課**

本市では、病気や様々な要因で、女性ケースワーカー又は男性ケースワーカーが担当する必要性が強い場合は、配慮に努めております。また、家庭訪問時にも同様の配慮に努めております。

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）

**【回答】保護課**

申請書については配架する予定はございませんが、申請書の提供依頼がある場合は提供しております。

また、相談時においても多額の預貯金を保有している等、明らかに生活保護に該当しない場合や相談者が知人である等、申請権を有していない場合を除いて、申請書を交付しており申請権を保障しております。

生活保護のしおりにおいては、門真市ホームページにおいて周知させていただいておりますし、保護課窓口等において提供依頼があれば提供しておりますので、現在のところ、カウンターに配架する予定はありません。

- ⑥ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をす

**【2022 年度自治体キャラバン行動・要望回答書】**

令和4年8月25日

すめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

**【回答】保護課**

生活保護のしおり及び新規開始時の訪問において、医療券の制度の周知を行っているため、生活保護受給者からは新たに医療証を作るような要望は特に挙がっていないため、現在のところ、国に要望を行う予定はありません。なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになっていたと同様に、医療扶助においても、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を導入する予定となっており、準備を進めているところです。

検診受診については、生活保護受給者に年2回全戸配布の際に一般健診の受診勧奨の案内を同封することにより、周知を行っています。

- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

**【回答】保護課**

警察OBの配置については、窓口や訪問の際に不測の事態が発生した際に市民・職員の安全を確保するうえでも必要と考えます。

「適正化」ホットラインについては、不正の適正のみならず、真に生活に困窮している方の情報など、市民の皆様からの情報を得るための必要なツールと考えます。

- ⑧ 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

**【回答】保護課**

生活保護基準の改正については、国において議論され、適切に対応されるものと考えておりますことから、国への要望については、現在のところ考えておりません。

- ⑨ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

**【回答】保護課**

住宅扶助につきましては、国において議論され、適切に対応されるものと考えておりますことから、実勢価格での支給は考えておりません。

「経過措置」につきましては、同通知に記載されているとおり、対象世帯の世帯状況等の聞き取りを行ったうえで適用の可否を検討する必要がありますし、「特別基準」の設定においても生活保護手帳に記載されているとおり、対象者の地域の住宅事情及び世帯状況等を勘案したうえで検討を行う必要があると考えております。

- ⑩ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。生活保護利用者の国保加入については反対を表明し国に意見を上げること。

**【回答】保護課**



**【2022 年度自治体キャラバン行動・要望回答書】**

令和4年8月25日

生活保護制度の運用については、国において議論され、適切に対応されるものと考えておりますことから、国への要望については、現在のところ考えておりません。

- ⑪ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

**【回答】保護課**

大学生・専門学生の世帯分離については、国において議論されたうえで平成30年度の生活保護法の一部改正等が行われており、「大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置」の実施や大学等への進学への支援を図ることを目的とした「進学準備給付金」が創設されているため、国への要望については、現在のところ考えておりません。

## 8月29日自治体キャラバン行動懇談会実施にむけて確認事項

### ●当日の流れ（次第）について

[次第]

#### ①開会について

司会：人権市民相談課

#### ②要望項目懇談

進行 大阪社会保障推進協議会

寺内事務局長

#### ③担当課回答

（初回の回答時のみ自己紹介（所属・職位・氏名）

#### ④質疑応答

#### ⑤懇談会終わりの挨拶

門真社会保障推進協議会（ ）

#### ⑥閉会について

司会：人権市民相談課

### ●当日の参加者数